

制度概要

長与町小規模企業創業支援資金保証（略称：長与創業）		
目 的	長与町内で、新たに事業を開始又は実施するために必要となる資金の円滑化を図ることにより、長与町における新たな事業の創出を促進し、町内経済の活性化に資することを目的とする。	
保証の対象 (資格要件)	<p>創業関連保証の保証対象者(次の(1)の小規模企業者に限る。)であって、次の(2)または(3)のいずれかに該当し、かつ(4)から(5)のすべてに該当するもの。</p> <p>(1)対象となる小規模企業者 常時使用する従業員の数が20人(商業又はサービス業を主たる事業とする事業者については5人)以下の会社及び個人。</p> <p>(2)長与町内において新たに事業を開始しようとする者であって、次のいずれかに該当するもの。 ①事業を営んでいない個人であって、1月以内に新たに事業を開始する具体的計画を有するもの。 ②事業を営んでいない個人であって、2月以内に新たに会社を設立し、当該会社が事業を開始する具体的計画を有するもの。 ③小規模企業者である会社であって、自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに小規模企業者である会社を設立し、かつ、当該新たに設立される会社が、事業を開始する具体的計画を有するもの。</p> <p>(3)長与町内で事業開始後1年を経過していない小規模企業者であって、次のいずれかに該当するもの。 ①事業を営んでいない個人が事業を開始した日以後1年を経過していないもの。 ②事業を営んでいない個人により設立された会社であって、その設立の日以後1年を経過していないもの。</p> <p>(4)事業開始までに、住所(会社の場合は登記簿上の所在地及び代表者の住所)を長与町内に有していること。 (5)町税に滞納がないこと。</p>	
対 象 資 金	長与町内で、新たに事業を開始または実施するために必要となる設備資金及び運転資金	
保証条件	貸付限度額	500万円以内 ※他の創業関連保証、再挑戦支援保証、スタートアップ創出促進保証と合算して3,500万円以内
	保証期間	7年以内（うち据置 1年以内）
	返済方法	元金均等返済
	貸付形式	証書貸付
	担 保	不要
	保 証 人	必要に応じて徴求する。 ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則徴求しない。
	貸付利率	年2.00% ※申込人が、長与町に年0.50%の利子補給を申請可能。
保証料率	基準料率	年0.80%
	適用料率	①申込人が会計参与設置会社である場合は、会計割引(0.10%)を適用する。 ②保証協会の定める要件を満たし、保証料率の引上げを条件に経営者保証を提供しないことを選択する事業者については、要件の充足状況に応じて上記保証料率から0.25%または0.45%の料率を割増する。
	保証料補助	長与町が全部を補助する。 ただし、適用料率②による保証料率引上げ分を除く。
責 任 共 有	責任共有制度の対象外（100%保証）	
取扱金融機関	長与町内の十八親和銀行、長崎銀行、たちばな信用金庫の各支店	
申 込 時 類 添 付 書 類	①西そのぎ商工会が発行する長与町小規模企業創業資金融資あっせん書(写) ②保証の対象(1)に該当するものは、創業・再挑戦計画書 ③その他保証協会が必要とする書類	
留 意 事 項	申込先：西そのぎ商工会 ※町税を滞納していないことの証明書は商工会に提出する。	
実 施 日	平成27年4月1日 創設 最終改正 令和6年12月16日	